

聖心女子大学研究倫理指針

聖心女子大学における学術的な研究活動は、「聖心女子大学の理念」に基づいて行われ、新たな知の創造と価値の提起をつうじて人類文化の発展と福祉の向上に寄与することを目的としている。聖心女子大学は学術研究が真理を探究する先人の努力と成果の上に新たな発見、考察を重ねて継承され、今後の世界においてますます重要な役割を担うことを自覚し、その在るべき姿を問い続けるとともに、学術研究に携わる者に高い倫理を求める。聖心女子大学は研究活動が「学術の中心」としての大学の重要な使命であることに鑑み、大学として研究活動の活性化を支援するため、教育研究環境の整備に努めなければならない。

本学の研究者は、研究活動のもつ意義と公共性を自覚し、高い倫理に裏づけられた公正で活発な研究を遂行し、国内外との研究交流に努めなければならない。また、研究者は相互に人格を尊重し、各人の学問的関心と良心に基づいて行われる自主的な研究活動を尊重し、研究に関わるすべての人々の人間としての尊厳に深く配慮することが求められる。

ここに、聖心女子大学における学術研究の信頼性と公正性を確保し、健全な研究活動が展開されることを目的として、研究活動の倫理に関し大学構成員が遵守すべき基本的な方針を明らかにするために「聖心女子大学研究倫理指針」（以下、「指針」と呼ぶ）を定める。

1.（「指針」の適用対象）

この「指針」は、聖心女子大学のすべての構成員を対象とする。この「指針」のなかで、「研究者」とは、研究活動に従事する教職員を指すばかりでなく、研究活動を行う際には、学部、大学院の学生も指導教員の責任の下、研究者に準ずる者として取り扱う。

2.（大学の責務）

大学は研究活動を支援するために、必要な教育研究環境を整備しなければならない。この一環として、研究倫理に関わる学内の体制を整備し、必要な規程を定め、組織を設置するものとする。研究活動の不正行為が認められた場合は、速やかに調査を行い、説明責任を果たさなければならない。また、研究倫理の意義の周知徹底のために研修を実施する等、啓発活動に努めるものとする。

3.（研究倫理委員会、研究倫理審査会の設置）

前項の規定に基づき、研究倫理の維持、向上のため大学に研究倫理委員会を置き、各学科に研究倫理審査会を置く。その役割については別に定める。

4.（研究者の責務）

本学において研究活動を行う研究者は、活発な研究活動と交流に努め、積極的に研究成果の社会的還元を進めなければならない。この全過程において、以下の各項に定める事柄を遵守するとともに、人権の尊重と福祉に十分配慮し、常に高い研究倫理を保持しなければならない。

5.（公正な研究の確保）

研究者の行う研究は先行研究の精査の上に立ち、常に公正かつ誠実でなければならない。研究活動にあたって、「捏造」（存在しないデータ、研究結果等の作成）、「改竄」（データ、研究結果等の加工、変造）、「盗用」（他者の研究アイデア、データや研究成果、著作物等の適切な表示なき流用）などの不正行為を決して行ってはならない。また、資料、データなどの入手にあたって不正があってはならない。

6. (法令、規則の遵守)

研究者が研究活動を行うにあたっては、関連する国と地域の関係法令、規則、ガイドライン等を遵守しなければならない。研究者が所属する学会等の規則がある場合にはその定めにも従うものとする。著作権・著作権、契約事項等を遵守し、他者の知的財産を守らなければならない。

7. (研究資金の適正な執行)

研究者が公的な補助金その他の研究費により研究活動を行う場合には、定められた資金使用規則に従い、研究費を適正に執行しなければならない。資金は適正に管理し、用途についての説明責任を果たすものとする。

8. (人命、安全の最優先)

研究者が研究活動を行う際には、研究による周囲の人間、生物、自然環境などへの直接的・間接的な影響に十分配慮しなければならない。特に、研究活動にともなう危険性の排除に努め、人命の尊重と安全の確保を最優先に考えるものとする。

9. (研究対象者、研究協力者への配慮)

研究者が実験、観察、調査などを行う対象者である個人、団体などに対しては事前に研究の趣旨について説明し、協力の了承を得なければならない。研究の過程と成果の公表に際して研究対象者の個人情報、プライバシー、および尊厳性の保持等に十分配慮し、差別、ハラスメント等の言動があってはならない。協働して研究にあたる協力者についても同様の配慮を行うとともに、研究成果に関する権利を相互に尊重しなければならない。

10. (「人を対象とする研究」の実施)

研究者が個人または集団を対象に実施する実験、観察、調査等の研究活動については、別に定める「聖心女子大学における『人を対象とする研究』ガイドライン」に則って行わなくてはならない。「人を対象とする研究」の定義は、同ガイドラインが規定する。

11. (利益相反の報告義務)

研究者は研究活動に関連して利益相反の状況が発生する場合には、別に定める方法により事前に報告し、本学の承認を受けなければならない。

附則 この研究倫理指針は、平成 26 年 10 月 7 日から施行する。